

報告第11号

専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和元年8月26日

南風原町長 赤 嶺 正 之

1 専決処分事項 南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変更前契約額	53,762,400円
増額金額	995,600円
変更後契約額	54,758,000円

(2) 契約の相手

(有)丸清産業・金仲設備特定建設工事共同企業体

代表者	住所	沖縄県島尻郡南風原町字山川449番地
	商号	有限会社 丸清産業
	氏名	代表取締役 伊吉 弘

構成員	住所	沖縄県島尻郡南風原町字宮城419番地
	商号	金仲設備
	氏名	代表者 仲里 文栄

2 変更した理由

消費税率の改定により増額となった。

